

# 操作方法の説明

システムの使い方は [こちらをご覧ください。](#)





### 海外食品添加物規制早見表

#### 登録添加物一覧

**プルダウン選択から乳化剤を選択します。**

用途一覧

国・地域選択

	英名	色	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
5'-イノシン酸二ナトリウム	Disodium 5'-Inosinate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-ウリジル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Uridylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-グアニル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Guanylate	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-シチジル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Cytidylate	-	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-リボヌクレオチドカルシウム	Calcium 5'-Ribonucleotide	-	指定	×	○	×	○	○	○	○	○	○	×
5'-リボヌクレオチド二ナトリウム	Disodium 5'-Ribonucleotide	-	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
D-キシロース	D-Xylose	-	既存	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○
D-ソルビトール	D-Sorbitol	-	指定	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
D-ソルビトール液	D-Sorbitol Syrup	-	指定	×	○	○	○	○	×	○	○	○	×
D-マンニトール	D-Mannitol	-	指定	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○

ポップアップが画面が表示されます。  
必ず、解説書の注意事項を読む仕様になっています。  
×を閉じると、乳化剤の早見表（一覧）が開きます。

見表

剤

国・地域選択

英名

中国 韓国 台湾 香港 シンガポール 等

えいめい

要素(すべ XXXXXXX)

ク酸デンプ Starch Sodium Octenyl Succina

Quillaia Extract, Quillaja Extract

ル Triethyl Citrate

酸エステル Glycerin Esters of Fatty Acids

ングリセリ Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids

必ずこちらをお読みください

- 1. はじめに
- 2. 10か国とCODEXの定義の違い
- 3. 名称と分類について
- 4. 使用基準について
- 5. 機能と用途
- 6. 基原原料について
- 7. その他の注意点
- 8. 機能分類表

## 海外食品添加物規制早見表

### 乳化剤早見表

[乳化剤解説書](#)

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼  🔍 検索

和名 五十音順 ▼	英名 アルファベット昇順 ▲	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaia Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	指定	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○
グリセリン脂肪酸エステル -	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- モノ・及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

**「早見表:着色料」を使うにあたって**

1. はじめに

着色料は、食品に着色する目的で使用される食品添加物である。国・地域により、使用基準等の規制は異なるため、国・地域を特定して個別に確認することが重要である。

2. 定義

着色料の定義を表1にまとめた。

表1. 着色料の定義

国・地域	定義(説明文)	出典
日本	食品に色を付与する添加物。	—
米国	色安定剤、色固定剤、色保持剤などを含む、食品の色や色合いを付与、保存、または強化するために使用される物質。	21CFR§170.3(o)(4)
EU (含UK)	食品に色を加えるか復元する物質で、食品の天然成分や、通常はそのまま食品として消費されず、食品の特徴成分としても通常使用されない天然源が含まれる。	Regulation (EC) No 1333/2008, Annex I
中国	食品に色を与え、食品の色を改善する物質。	GB2760-2014、付録D
韓国	食品に色を加えたり復元したりする食品添加物。	FOOD ADDITIVES CODE, I. 2(22)
台湾	食品を着色する物質。	食品添加物手冊
香港	食品をより魅力的に見せ、食品の加工中に矢われた色を補う目的、異なる生産バッチ間の一貫性を維持する目的で使用される物質。	香港教育局資料
シンガポール	食品に添加または適用すると、その食品に色を与えることができる物質。	Food Regulations 20
タイ	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
ベトナム	食品に色を加えるまたは復元する食品添加物。	コーデックスに準拠
豪州	食品に色を加えるか復元する。	Australia New Zealand







## 海外食品添加物規制早見表

◀ 前のページへ戻る

⚠ 取扱説明書(必ずお読みください)

💡 Win:Ctrl+F      で任意の文字を  
Mac:command+F      ハイライトできます。

米国 : オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【国・地域名】 米国      【添加物名】 オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【英名】 STARCH,FOOD,MODIFIED:STARCH SODIUM OCTTENYL SUCCINATE

【別名】 SODIUM STARCH OCTENYLSUCCINATE  
STARCH SODIUM OCTENYLSUCCINATE

【INS】 1450

【品目番号/関連法規】21CFR§172.892

【機能】 安定剤、増粘剤

【使用基準】 全ての食品に必要最小量で使用可能。

【使用基準URL】 <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=172.892>

【成分規格】 エステル化に用いる1-オクテニルコハク酸無水物:3%以下

※成分規格は無償公開されておらず、詳細はFood\_Chemicals\_Codex(<https://www.foodchemicalscodex.org/>)を購入し確認する必要がある。

【成分規格URL】 <https://www.accessdata.fda.gov/scripts/cdrh/cfdocs/cfCFR/CFRSearch.cfm?fr=172.892>

バージョンアップ  
してデータ項目を  
項目の追加しました！

別名  
機能  
INS番号

## 海外食品添加物規制早見表

### 乳化剤早見表

[乳化剤解説書](#)

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼  🔍 検索

和名 五十音順 ▼	英名 アルファベット昇順 ▲	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キラヤ抽出物	Quillaia Extract, Quillaja Extract	既存	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	指定	○	×	×	×	○	×	×	○	○	○
グリセリン脂肪酸エステル -	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- モノ・及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

「国・地域」を選択し、  
選択肢を狭めることが可能です。

選択後「検索」ボタンを  
押してください。

### 登録添加物一覧

用途一覧 添加物全体 ▼

国・地域選択

- ✓ 米国
- EU (英国含む)
- 中国
- 韓国
- 台湾
- 香港
- シンガポール
- タイ
- ベトナム
- 豪州

キーワードを入力

和名	色	日本	米国	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州
5'-イノシン酸二ナトリウム	D 50	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5'-ウリジル酸二ナトリウム	D 50	指定	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×
5'-グアニル酸二ナトリウム	D sodium 5'-Guanylate	指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



### 海外食品添加物規制早見表

#### 検索結果一覧

用途一覧 添加物全体 ▼

米国 ▼ 添加物名選択 ▼ キーワードを入力

和名	英名	色	日本	米国
5'-イノシン酸二ナトリウム	Disodium 5'-Inosinate	-	指定	○
5'-グアニル酸二ナトリウム	Disodium 5'-Guanylate	-	指定	○
D-キシロース	D-Xylose	-	既	○

## 海外食品添加物規制早見表

乳化剤早見表

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ ソルビタン 検索

キーワードを入力し検索することが可能です。

取り扱い説明書

和名 英名 EU



## 海外食品添加物規制早見表

### 検索結果一覧

用途一覧 乳化剤 ▼ 国・地域選択 ▼ 添加物名選択 ▼ ソルビタン 検索

和名 五十音順	英名 アルファベット昇順	EU (英国含む)										
		日本	米国	中国	韓国	台湾	香港	シンガポール	タイ	ベトナム	豪州	
ソルビタン脂肪酸エステル	Sorbitan Esters of Fatty Acids	指定	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×
- ソルビタンモノステアリン酸エステル	Sorbitan Monostearate		○	○	○	×	×	×	○	○	○	○
- ソルビタントリステアリン酸エステル	Sorbitan Tristearate		×	○	○	×	×	×	○	○	○	○
- ソルビタンモノラウリン酸エステル	Sorbitan Monolaurate		×	○	○	×	×	×	○	○	○	×



## 海外食品添加物規制早見表

### 検索結果一覧

用途一覧

乳化剤 ▼

香港 ▼

添加物名選択 ▼

キーワードを入力

🔍 検索

和名 五十音種順 ▶	英名 アルファベット昇順 ▶	日本	香港
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	○
グリセリン脂肪酸エステル	Glycerin Esters of Fatty Acids	指定	×
- モノ - 及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		○
- モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids		×
- グリセリンモノオレイン酸エステル	Glyceryl Monooleate		×
- グリセリンモノステアリン酸エステル	Glyceryl Monostearate		×
- グリセリンパルミチン酸ステアリン酸エステル	Glyceryl Palmitostearate		×
- グリセリンベヘン酸エステル	Glyceryl Behenate		×
- グリセリントリステアリン酸エステル	Glyceryl Tristearate		×
- オクチル及びデシルグリセリンエステル	Octyl and Decyl Glycerate		×
- モノグリセリンカプリル酸エステル	Capryl Monoglyceride		×
- トリグリセリンリノール酸エステル	Triglyceryl Linoleate		×
- グリセリン酢酸脂肪酸エステル	Acetic and Fatty Acid Esters of Glycerol, Acetylated Mono- and Diglycerides		○
- アセチル化モノグリセリド	Acetylated Monoglycerides		×
- グリセリン乳酸脂肪酸エステル	Lactic and Fatty Acid Esters of Glycerol, Lactic Acid Esters of Mono- and Diglycerides, Glyceryl-Lactate Esters of Fatty Acids		○
- グリセリン乳酸オレイン酸エステル	Glyceryl Lactooleate		×
- グリセリン乳酸パルミチン酸エステル	Glyceryl Lactopalmitate		×
- グリセリンクエン酸脂肪酸エステル	Citric and Fatty Acid Esters of Glycerol, Citric Acid Esters of Mono- and Di-glyceride		○
- グリセリンステアリン酸モノグリセリド	Stearyl Monoglyceridul Citrate		×

# 例2: チーズに使用する乳化剤を検索する

## 海外食品添加物規制早見表

### 検索結果一覧

用途一覧   添加物名選択

和名 <a href="#">五十音降順</a>	英名 <a href="#">アルファベット昇順</a>	日本	EU (英国含む)
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	指定	<input type="radio"/>
ヒマワリレシチン	Sunflower Lecithin	指定	<input type="radio"/>
卵黄レシチン	Yolk lecithin	既存	<input type="radio"/>
植物レシチン	Vegetable lecithin	既存	<input type="radio"/>
酵素処理レシチン	Enzymatically modified lecithin	既存	<input type="radio"/>
酵素分解レシチン	Enzymatically Decomposed Lecithin	既存	<input type="radio"/>

※著作権の関係上、本コンテンツ、動画、資料につきましては、転載、録画、複製等一切を禁止いたします。

[利用規約](#)

Copyright (C) 食品産業センター All Rights Reserved.



# 添加物を特定できたら、ページ内を検索する

## 海外食品添加物規制早見表

◀ 前のページへ戻る

⚠ 取扱説明書(必ずお読みください)

💡 Win:Ctrl+F    で任意の文字を  
Mac:command+F    ハイライトできます。

### EU (英国含む)：オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【国・地域名】 EU (英国含む)    【添加物名】 オクテニルコハク酸デンプンナトリウム

【英名】

STARCH SODIUM OCTENYL SUCCINATE

【別名】

SSOS

【INS番号】

1450

乳化剤（事業者の判断で乳化剤を選択可能）

## 【使用基準】

風味付けのない生の発酵クリーム製品：必要最小量。

乳児・幼児用の栄養食品：20000 mg/kg。

乳幼児用の特殊医療目的の栄養食品：20000 mg/kg、乳幼児用調製乳・フォローオン調製乳のみ。

小児用のその他の食品：50000 mg/kg。

乳幼児用の穀物ベースの加工食品・ベビーフード：50000 mg/kg、穀物ベースの加工食品・ベビーフードのみ。

<グループ I 添加物としての使用基準>

以下のカテゴリーの食品に必要量で使用可能：

発酵後に加熱処理された風味付けのない発酵乳製品

熱処理製品を含む風味付け発酵乳製品

その他のクリーム

プロセスチーズ

チーズ製品（カテゴリー 16 に該当する製品を除く）

加工ナッツ

カテゴリー 1・3・4の製品を除くデザート

乳幼児向け食品を除く、カテゴリー1～17に該当しない加工食品

カテゴリー16の製品を除く未熟成チーズ（モッツアレラを除く）

ココア・チョコレート製品（カロリー減・砂糖無添加品のみ）

パン・ロールパン（カテゴリー7.1.1・7.1.2の製品を除く）

加熱加工肉（foie gras, foie gras entier, blocs de foie gras, Libamáj, libamáj egészben, libamáj tömbbenを除く）

魚卵（加工魚卵のみ）

グルテン不耐症用食品（乾燥パスタを含む）

果物ジュース・野菜ジュース（野菜ジュースのみ）

果物ネクター・野菜ネクター・同様製品（野菜ネクターのみ）

リンゴ酒・洋ナン酒

果物ワイン・メイドワイン

ハチミツ酒

プロセスチーズ  
チーズ製品  
未熟性チーズ

とあり、以下の  
カテゴリーの食品に  
必要量で使用可能  
であることがわかり  
ます。



英語

検索

検索

## 利用条件

この添加剤は、次のカテゴリでの使用が認可されています。

1.6.2 **無香料の生発酵クリーム製品**( 2011 年 11 月 11 日の委員会規則 (EU) No 1129/2011 EEA 関連。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ちょうど十分な距離

13.1.3 **シリアルベースの加工食品および乳児用ベビーフード**( 2011 年 11 月 11 日の欧州委員会規則 (EU) No 1129/2011食品添加物の説明。EEA 関連のテキスト。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ML = 50000 mg/kg、シリアルベースの加工食品およびベビーフードのみ

13.1.4 **幼児向けのその他の食品**( 2011 年 11 月 11 日の委員会規則 (EU) No 1129/2011 EEA 関連。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

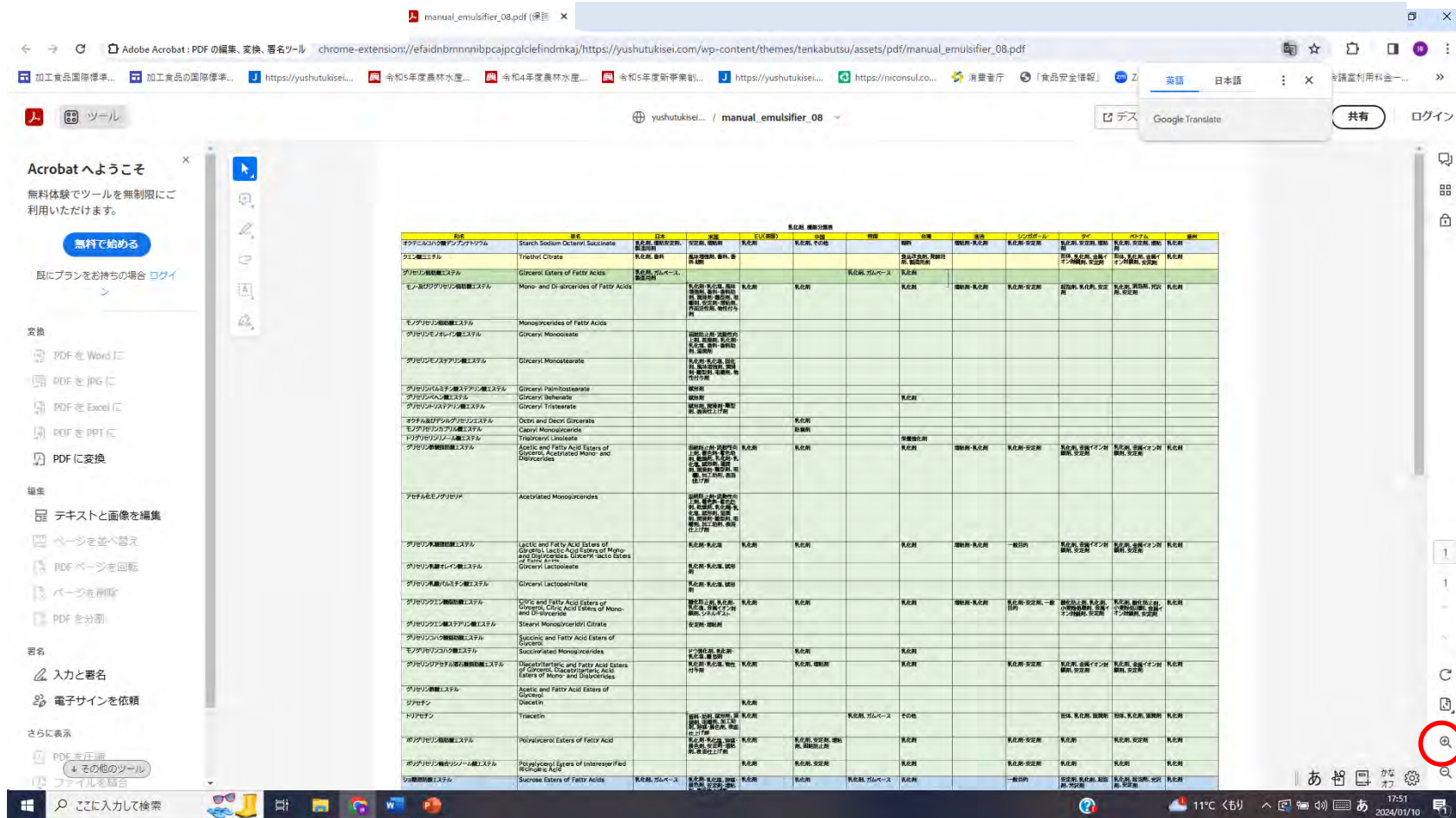
ML = 50000 mg/kg

13.1.5.1 **特別な医療目的の乳児用食事療法食品**( 2011 年 11 月 11 日の欧州委員会規則 (EU) No 1129/2011添加剤。EEA 関連のテキスト。2011 年 2 月 12 日から適用)

個別の制限/例外

ML = 20000 mg/kg、乳児用ミルクおよびフォローアップミルクのみ

## 機能・分類の一覧表を作成しました



解説書 8 にPDFで掲載しています。  
 ⊕ で拡大してください。

## 機能・分類の一覧表を作成しました（乳化剤のみ）

まず虫眼鏡をクリックします。  
 すると下に入力ができるスペースが出ます。  
 「ガム」と入力すると、ガムベースが網掛けされます。



乳化剤 機能分類表

和名	英名	日本	米国	EU(英国)	中国	韓国	台湾
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム	Starch Sodium Octenyl Succinate	乳化剤、増粘安定剤、製造用剤	安定剤、増粘剤	乳化剤	乳化剤、その他		糊料
クエン酸三エチル	Triethyl Citrate	乳化剤、香料	風味増強剤、香料、香料助剤				食品改良剤、乳化剤、製造用剤
グリセリン脂肪酸エステル	Glycerol Esters of Fatty Acids	乳化剤、 <b>ガムベース</b> 製造用剤				乳化剤、 <b>ガムベース</b>	乳化剤
モノ-及びジグリセリン脂肪酸エステル	Mono- and Di-glycerides of Fatty Acids		乳化剤・乳化塩、風味増強剤、香料・香料助剤、潤滑剤・離型剤、阻層剤、安定剤・増粘剤、界面活性剤、物性付与剤	乳化剤	乳化剤		乳化剤
モノグリセリン脂肪酸エステル	Monoglycerides of Fatty Acids						
グリセリンモノオレイン酸エステル	Glycerol Monooleate		固結防止剤・流動性向上剤、乾燥剤、乳化剤・乳化塩、香料・香料助剤、潤滑剤				
グリセリンモノステアリン酸エステル	Glycerol Monostearate		乳化剤・乳化塩、固結防止剤、風味増強剤、潤滑剤・離型剤、阻層剤、物性付与剤				
グリセリンパルミチン酸ステアリン酸エステル	Glycerol Palmitostearate		賦形剤				
グリセリンベヘン酸エステル	Glycerol Behenate		賦形剤				乳化剤
グリセリントリステアリン酸エステル	Glycerol Tristearate		賦形剤、潤滑剤・離型剤、表面仕上げ剤				
オクチル及びデシルグリセリンエステル	Octyl and Decyl Glycerate				乳化剤		
モノグリセリンカプリル酸エステル	Capryl Monoglyceride				防腐剤		
トリグリセリンリノール酸エステル	Triglycerol Linoleate						栄養強化剤
グリセリン酢酸脂肪酸エステル	Acetic and Fatty Acid Esters of Glycerol		固結防止剤、 乳化剤	乳化剤	乳化剤		

Acrobat へようこそ

無料で始める

変換

- PDFをWordに
- PDFをJPGに
- PDFをExcelに
- PDFをPPTに
- PDFに変換

編集

- テキストと画像を編集
- ページを並べ替え
- PDFページを回転
- ページを削除
- PDFを分割

署名

- 入力と署名
- 電子サインを依頼

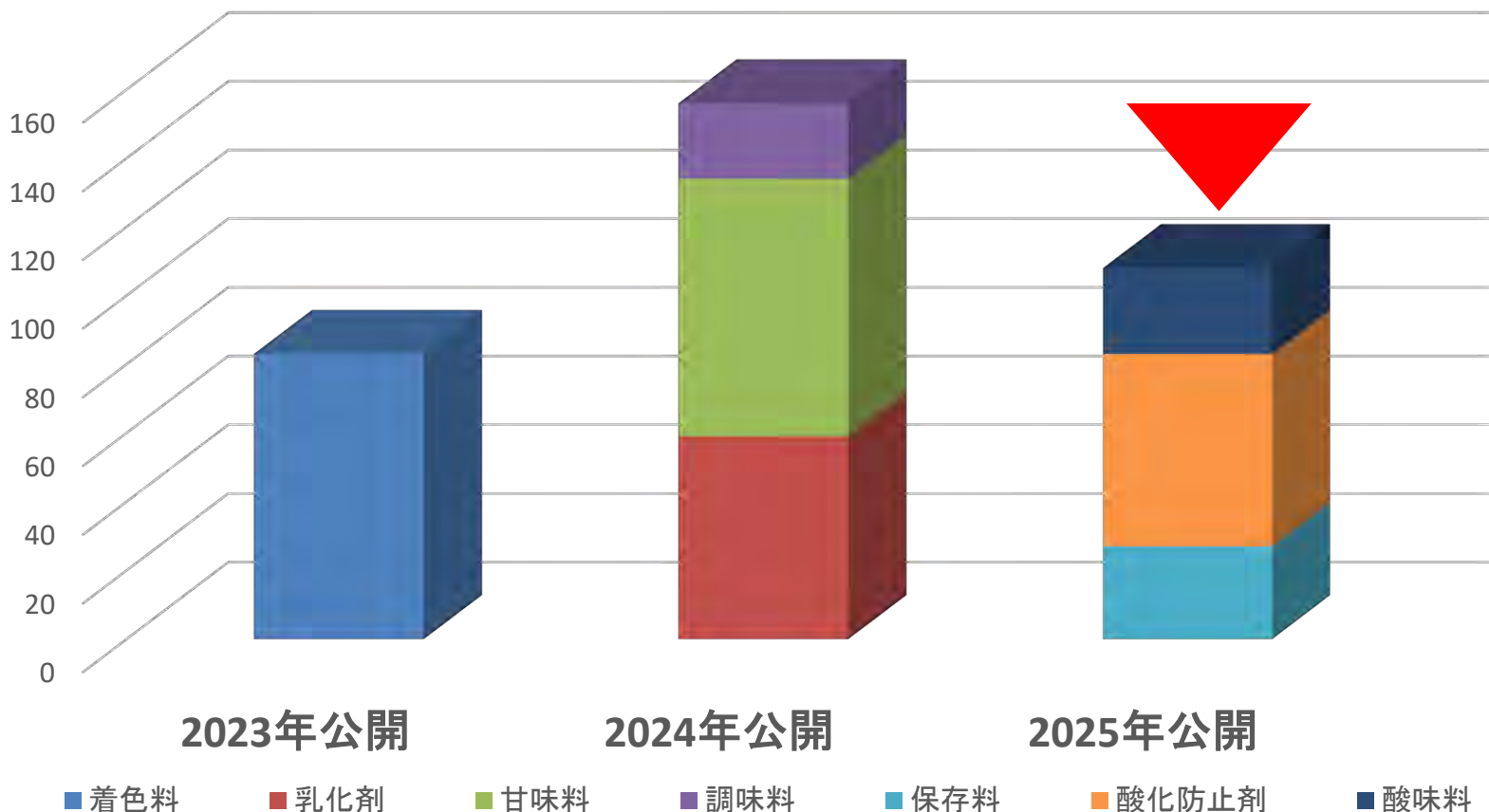
さらに表示

- PDFを印刷
- その他のツール
- ファイルを共有

## 来年度の取り組みについて

保存料、酸化防止剤、酸味料の調査を実施し、用途拡大を検討しております。

### 用途拡大計画と取り組みアイテム数



- ・タイ保健省食品・医薬品局(FDA)は10月27日、保健省告示281号「食品添加物」の関連文書として「植物または動物の一部から得た色素の品質規格、同色素のリスト」(天然着色料リスト)を更新し、リストに「クチナシ(乾燥の実と果実)」を加えた。
- ・FDAは食品への使用が認められる天然着色料をリスト化している。
- ・一般的にタイで食品添加物を使用するには、保健省告示418号で定めた食品添加物ごとの使用基準を順守する必要があり、使用基準が定めていない場合にはFDAに申請し、承認を得る必要がある。

天然着色料リスト(タイ語／英語)

<https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=510444297322110976&name=ListOfPlants.pdf>

上記リストを確認しましたところ、クチナシ黄の他、ムラサキイモ色素、オレンジ色素、カキ色素、スピルリナ色素も対象となります。

該当の着色料につきましては、12月14日にデータ更新を行っております。

なお、本情報は、農林水産省、日本食品添加物協会の情報提供によるものです。

# ご清聴ありがとうございました。

本資料に掲載されております情報については、一般財団法人食品産業センターが作成した内容であり、その正確性、完全性、情報更新などに関して、万全を期しておりますが農林水産省および食品産業センターが本資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではないです。情報を利用される場合には皆様が必ずご確認くださいか、皆様がご判断の上、ご利用いただきます様お願いいたします。

また、早見表の構成につきましては、テキスト作成時、システム開発中であったことから画面表示や方法が実際と異なる場合がございます。更新されていない情報につきましては現物が優先されますのでご了承ください。

また転載・複製を行う場合には、食品産業センターへ承認申請を行っていただくようお願いいたします。

★無断での転載・複製利用は禁止いたします。